



# どんなサービスがあるの？

## 1. 仕事について どんな支援制度があるの？

### 1. 就労継続のための就業規則や諸制度の活用

#### (1) 就労継続のために

若年認知症に固有の深刻な問題は、「働き盛り」で認知症になったときの就労問題です。即時退職にならないように、職場の理解を得るとともに就労規則にある有給休暇の残日数や休職規定を確認し、できるだけ在職期間を延ばすように検討しましょう。

#### (2) 休職期間中は

休職中の期間は、経済的な補助として傷病手当金(P22)を申請し、主治医とよく相談しながら福祉制度の利用や障害年金(P29)の受給準備をしましょう。

#### (3) 支援制度の活用を

やむを得ず退職を余儀なくされた場合も、医療保険の任意継続か国民健康保険への加入、就労希望の場合は雇用保険の給付手続き、障害年金の申請などで、急激な経済的困難を回避しましょう。



#### ▼職場の理解を得ながら、できるところまで仕事を続けたい。(本人の言葉)

受診のきっかけになったのは、仕事上でのトラブルが増えたからですが、それでもできるところまで仕事は頑張りたいと思います。受診を勧められた時は、正直なところとても落ち込みましたが、今は病気とわかり、正直に話しあいながら仕事の負担軽減も考えてもらって続けています。定年までを目標に、迷惑をかけないところまでやっていきたいと思います。

## 2. 退職後の「健康保険の加入」選択について

退職後の「健康保険の加入」については、①任意継続、②国民健康保険加入、③家族の健康保険に加入の3つのパターンが考えられます。医療費の窓口負担は変わらないので、保険料の負担が少ないほうを選択するとよいでしょう。

## 3. 若年認知症の人の就労に関する相談窓口

認知症の人と家族にとって就労は切実な問題ですが、どこに相談してよいかわからずあきらめてしまっているのが実情です。ハローワークや障害者職業センターなどもありますが、まずは、最初の相談窓口として、滋賀県若年認知症コールセンター(藤本クリニック内 電話077-582-6032)へ相談してみましょう。

## 4. 傷病手当金

#### (1) 傷病手当金とは

「傷病手当金」は、職場の医療保険に加入している本人(被保険者)が、病気やけがなどで3日間連続して会社を休んだ場合に支給される制度です。

#### (2) 受給期間は

支給できる期間は休職4日目から最長1年6ヶ月までです。  
(但し、複数の傷病の場合はそれぞれについて1年6ヶ月まで支給されます。)

#### (3) 傷病手当金の申請手続きは

申請手続きは「傷病手当金申請書」に事業主からは休業、医師からは労務不能の証明をとり、必要な添付書類(出勤簿や賃金台帳など)を添えて、担当の機関に提出します。(通常は職場の人事部などで対応してくれます)

#### (4) 退職した場合

退職しても1年以上職場の医療保険に加入していれば、支給は継続されます。

## 5. 雇用保険(失業等給付)

#### (1) 失業等給付とは

雇用保険の被保険者の方が、何らかの理由により離職した時に、失業中の生活を安定させ、就職活動を円滑に行えるよう支援するために支給される給付で、「失業等給付」といいます。

#### (2) 受給は再就職が前提

「再就職」が前提となっており、再就職の意思、能力がない場合は求職者給付(基本手当)を受けることができません。

#### (3) 給付日数

求職者給付の基本手当の給付日数は、受給資格に係る離職の日における満年齢、雇用保険の被保険者であった期間、及び離職理由などによって決定され、90日~360日の間でそれぞれ決められます。

#### (4) 受給の要件

①ハローワークに来所し、求職の申込を行い、就職しようとする積極的な意思があり、いつでも就職できる能力があるにもかかわらず、本人やハローワークの努力によっても、職業に就くことができない「失業の状態」にあること。

②離職の日以前2年間に被保険者期間(※1)が通算して12ヶ月以上あること。ただし、特定受給資格者又は特定理由離職者については、離職の日以前1年間に、被保険者期間が通算して6ヶ月以上ある場合でも可。

(※1. 被保険者期間とは、雇用保険の被保険者であった期間のうち、離職日から1ヶ月ごとに区切っていた期間に賃金支払いの基礎となった日数が11日以上ある月を1ヶ月と計算します。)

#### (5) 受給期間の延長

求職者給付の受給期間は、離職した日の翌日から1年間ですが、その間に病気、けが、妊娠、出産、育児(3歳未満)、親族の看護などの理由で引き続き30日以上職業に就くことができない方については、その働くことができなかった日数(最高3年間)を1年に加えた期間、受給期間を延長することができます。(受給期間は離職の日の翌日から最大限4年間になります。)

※詳しくは、お近くのハローワークでおたずねください。